

(別表) (第2関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
帰国者・接触者外来等設備整備事業	帰国者・接触者外来等の開設者等	次により算出された額の合計額 医療用シェルター等（簡易診療室）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	当該年度に係る 帰国者・接触者外来等を運営するために必要な次の経費 簡易診療室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有する者に限る）等及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和4年度以前から継続して借入をしているものに限る	10/10以内
外来対応医療機関設備整備等事業		別添1のとおり		10/10以内
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備等整備事業	知事が新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保を依頼した医療機関の開設者 ※ただし、新たに新型コロナウイルス感染症入院患者の受入を予定する医療機関及び確保病床を継続して有する医療機関のうち、令和5年5月7日時点の確保病床数を上回り新型コロナウイルス感染症患者の受入を予定する医療機関に限る。	次により算出された額×知事が必要と認めた数の合計額 ①(1)初度設備費 133,000円/床 (2)簡易陰圧装置 4,320,000/床 (3)簡易ベッド 51,400/台 (4)HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 905,000円/施設 (5)HEPAフィルター付パーテーション 205,000円/台 ②人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000円	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費 ①新たに新型コロナウイルス感染症入院患者の受入を予定する医療機関及び確保病床を継続して有する医療機関のうち、令和5年5月7日時点の確保病床数を上回り新型コロナウイルス感染症患者の受入を予定する医療機関のみ対象 ・初度設備費 ・簡易陰圧装置 ・簡易ベッド ・HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） ・HEPAフィルター付きパーテーション ②その他 ・人工呼吸器及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和4年度以前から継続して借入をしているものに限る。	10/10以内
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業	新型コロナウイルス感染症重点医療機関（重点医療機関）患者等を受け入れる病床の確保を依頼した医療機関の開設者のうち、重点医療機関以外の医療機関の開設者（一般医療機関）	次により算出された額の合計額 ①稼働病床及び休止病床の確保料 別添2(1)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、令和5年5月7日までの病床確保料について、別に定める即応病床利用率の基準等を満たさない場合は、別添3(1)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 なお、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの病床確保料は、別に定める基準を満たさない場合、算出された稼働病床及び休止病床の確保料を別添4①から⑤までのいずれかにより調整する ②退院後消毒等に要した経費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る ①空床確保に要する経費 ②新型コロナウイルス感染症患者退院後の消毒費用	10/10以内
新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業	新型コロナウイルス感染症重点医療機関（重点医療機関）として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ○稼働病床及び休止病床の確保料 別添2(2)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、令和5年5月7日までの病床確保料について、別に定める即応病床利用率の基準等を満たさない場合は、別添3(2)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 なお、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの病床確保料は、別に定める基準を満たさない場合、算出された稼働病床及び休止病床の確保料を別添4①から⑤までのいずれかにより調整する	当該年度に係る 空床確保に要する経費	10/10以内

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
医療人材確保・派遣等支援事業	医療従事者を派遣する医療機関等の開設者	別添5のとおり	当該年度に係る派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医療従事者の旅費・宿泊費等（賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料） ※新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業については、上記に加え、次の経費も対象とする 需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料	10/10以内
医療従事者宿泊施設確保事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等の開設者	・医療従事者宿泊施設確保経費 1室あたり 13,100円/日 1食あたり 1,500円 ※ただし、所要経費が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る医療従事者の宿泊費、食糧費等 ※ただし、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの事業を対象とする。	10/10以内

注 事業の目的、内容、留意事項等は、別に定める事業実施要領によるものとする。

外来対応医療機関設備整備等事業

事業名	補助事業者	補助基準額	補助対象経費	備考
外来対応医療機関確保事業	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関の開設者	次により算出された額 外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等 右記補助対象経費の合計で 500,000円/施設	新たに外来対応医療機関の対応を実施するために必要となる初度設備等の整備のうち、令和5年3月10日以降に生じた、以下に係る経費 ・患者案内のための看板の設置料 ・ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 ・換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 ・医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費 ・非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費	令和5年3月10日から令和5年9月30日までの事業を対象とする。
外来対応医療機関設備整備事業	新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）を診療した実績がある外来対応医療機関の開設者	次により算出された額×知事が必要と認めた数の合計額 (1)HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 905,000円/台 （1医療機関あたり1台まで） (2)HEPAフィルター付きパーテーション 205,000円/台 （1医療機関あたり2台まで） (3)簡易ベッド 51,400円/台 （1医療機関あたり1台まで）	当該年度に係る 外来対応医療機関の設備整備に要する以下の経費 ・HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） ・HEPAフィルター付きパーテーション ・簡易ベッド	令和5年4月1日から令和5年9月30日までの事業を対象とする。

別添2

(1) 一般医療機関

【稼働病床の病床確保料の上限額】

ICU	1床当たり97,000円/日
重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	1床当たり41,000円/日
上記以外の場合	1床当たり16,000円/日

【休止病床の病床確保料の上限額】

ICU	1床当たり97,000円/日
重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	1床当たり41,000円/日
上記以外の病床	1床当たり16,000円/日

(2) 重点医療機関

【稼働病床の病床確保料の上限額】

①令和5年1月1日から令和5年5月7日まで

ICU	1床当たり301,000円(436,000円)/日
HCU	1床当たり211,000円(211,000円)/日
上記以外の病床	1床当たり71,000円(74,000円)/日

②令和5年5月8日から令和5年9月30日まで

ICU	1床当たり151,000円(218,000円)/日
HCU	1床当たり106,000円(106,000円)/日
上記以外の病床	1床当たり36,000円(37,000円)/日

【休止病床の病床確保料の上限額】

①令和5年1月1日から令和5年5月7日(以下、「①の期間」という。)まで

ICU	1床当たり301,000円(436,000円)/日
HCU	1床当たり211,000円(211,000円)/日
療養病床	1床当たり16,000円(16,000円)/日
上記以外の病床	1床当たり71,000円(74,000円)/日

②令和5年5月8日から令和5年9月30日(以下、「②の期間」という。)まで

ICU	1床当たり151,000円(218,000円)/日
HCU	1床当たり106,000円(106,000円)/日
療養病床	1床当たり16,000円(16,000円)/日
上記以外の病床	1床当たり36,000円(37,000円)/日

※ 特定機能病院は()内の額

※ ①の期間の休止病床は、即応病床1床あたり2床まで(ICU・HCU病床は4床まで)、②の期間の休止病床は即応病床あたり1床まで(ICU・HCU病床は2床まで)とする。ただし、ICU・HCU病床でない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床を2床とすることを可能とする。(令和5年2月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上(病床確保料の補助対象は2床まで)としていた場合に限った取扱いとする。)

※ ②の期間において、入院医療機関ではない医療機関において院内感染が発生し、実質的に専用病棟となっている医療機関について、重点医療機関とみなした場合にあっては稼働病床、休止病床ともに以下のとおりとする。

I C U	1床あたり	1 5 1, 0 0 0円／日
H C U	1床あたり	1 0 6, 0 0 0円／日
療養病床	1床あたり	1 6, 0 0 0円／日
上記以外の病床	1床あたり	3 6, 0 0 0円／日

別添3

(1) 一般医療機関

【稼働病床の病床確保料の上限額】

ICU	1床当たり68,000円/日
重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	1床当たり29,000円/日
上記以外の場合	1床当たり11,000円/日

【休止病床の病床確保料の上限額】

ICU	1床当たり68,000円/日
重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	1床当たり29,000円/日
上記以外の病床	1床当たり11,000円/日

(2) 重点医療機関

【稼働病床の病床確保料の上限額】

ICU	1床当たり211,000円(305,000円)/日
HCU	1床当たり148,000円(148,000円)/日
上記以外の病床	1床当たり50,000円(52,000円)/日

【休止病床の病床確保料の上限額】

ICU	1床当たり211,000円(305,000円)/日
HCU	1床当たり148,000円(148,000円)/日
療養病床	1床当たり11,000円(11,000円)/日
上記以外の病床	1床当たり50,000円(52,000円)/日

※特定機能病院は()内の額

※休止病床は、即応病床1床あたり2床まで(ICU・HCU病床は4床まで)とする。

別添4

- ① 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの診療収益（以下「令和四年診療収益」という。）が、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの診療収益（以下「令和元年診療収益」という。）に1.1（⑤に該当する場合は1.2）を乗じて得た額以下の医療機関

「令和元年診療収益に1.1（⑤に該当する場合は1.2）を乗じて得た額から令和四年診療収益を減じて得た額」（注）から「令和4年4月1日から令和4年9月30日までの病床確保料（知事の判断により令和4年11月1日からの病床確保料を調整することとした場合は、令和4年4月1日から令和4年10月31日までの病床確保料とする。）（以下「令和四年度前半病床確保料」という。）を減じて得た額とする。

（注）当該額が令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額を下回る場合は、令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額

$(\text{令和元年診療収益} \times 1.1 \text{ (⑤に該当する場合は1.2)} - \text{令和四年診療収益}) (\text{※}) - \text{令和四年度前半病床確保料}$

(※) () 内の額が令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額を下回る場合は、() 内は、 $\text{令和元年診療収益} \times 0.03$ として算出する。

- ② 令和四年診療収益が、令和元年診療収益に1.1（⑤に該当する場合は1.2）を乗じて得た額以上の医療機関

「令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額」から令和四年度前半病床確保料を減じて得た額

$\text{令和元年診療収益} \times 0.03 - \text{令和四年度前半病床確保料}$

- ③ 医療機関の令和四年度会計年度（令和4年6月30日から令和5年6月29日までの間に終了する会計年度に係る決算）の医業費用（他の補助金等の支給対象経費であり、実際に補助がなされた額は、当該医業費用から減ずるものとする。以下同じ。）（以下「令和四年医業費用」という。）が、令和元年度会計年度（令和元年6月30日から令和2年6月29日までの間に終了する会計年度に係る決算）の医業費用（以下「令和元年医業費用」という。）に1.2を乗じて得た額を上回る医療機関であって、医業費用の増加率（令和四年医業費用/令和元年医業費用）が診療収益の増加率（令和四年医療収益/令和元年医療収益）を超えた医療機関

①における「1.1（⑤に該当する場合は1.2）」を「令和四年医業費用を令和元年医業費用で除して得た数」として算出した額とする。

$\{\text{令和元年診療収益} \times (\text{令和四年医業費用} / \text{令和元年医業費用}) - \text{令和四年診療収益}\} - \text{令和四年度前半病床確保料}$

- ④ ①～③の適用について、令和元年診療収益が、休診等の特別な事情により例年よりも低い水準の診療収益となる場合には一定の配慮を行う。
- ⑤ 周囲にコロナ入院受入医療機関が乏しい医療機関（当該医療機関を除き「へき地保健医療対策等実施要綱」において明示されている「無医地区」又は「準無医地区」となる地区として知事が認めた地区に設置された医療機関）については、医療機関の収入額が、1.2倍を超えた場合に限り調整対象とする。

別添5

医療人材確保・派遣等支援事業

事業名	補助基準額	備考
新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	医師 1人1時間当たり 7,550円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 (重点医療機関に派遣する場合 医師 1人1時間当たり 15,100円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 8,280円) 新型コロナウイルス感染症患者の診療体制構築に要した経費の実費相当額	令和5年4月1日から令和5年9月30日までの事業を対象とする。
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	医師 1人1時間当たり 7,550円 薬剤師 1人1時間当たり 2,760円 (重点医療機関に派遣する場合 医師 1人1時間当たり 15,100円 薬剤師 1人1時間当たり 8,280円)	令和5年4月1日から令和5年5月7日までの事業を対象とする。
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	医師 1人1時間当たり 2,265円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 562円	